社会福祉法人大淀町社会福祉協議会

ボランティアセンター設置規程

(目的)

第１条

この規程は、社会福祉法人大淀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民の理解と参加のもとに、小地域ネットワークづくりをはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的として設置する。

(名称)

第２条

このボランティアセンターは、ボランティアセンター大淀（以下「センター」という。）とし、事務局を本会事務局に置く。

(事業)

第３条

センターは、第１条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ボランティア活動に関する広報及び啓発並びに開発
2. ボランティア活動に関する養成及び研修
3. ボランティア活動の登録及び調整
4. ボランティア活動に関する相談、援助及び指導
5. ボランティア活動における相互の交流
6. ボランティア活動の調査・研究及び情報提供
7. ボランティア活動と住民活動のネットワーク形成
8. その他第１条の目的を達成するために必要な事業

(登録)

第４条

ボランティア活動を行う個人及び団体は、センターに登録するものとする。

2　前項の登録は、ボランティア登録申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）及びボランティアグループ登録申請書（第２号様式）により行うものとする。

(登録更新及び取消し)

第 5 条

　個人の登録期間は、申請日から翌年の 3 月 31 日までとし、継続して活動を希望する場合は、毎年度申請書を提出して登録更新を行うものとする。

　2　団体の登録については、代表者から登録取消の申し出がない限り、登録は自動的に継続されるものとする。

　3　ボランティア登録をした個人及び団体が登録を取消ときは、抹消届（様式 3）により事務局へ届け出るものとする。

(台帳)

第 6 条

センターに次の台帳を整備する。

1. ボランティア登録台帳
2. ボランティア保険加入台帳
3. ボランティア備品台帳

(運営)

第 7 条

　センターの運営に関する事務は、本会ボランティアコーディネーターが担当する。

第 8 条

　センターの運営に関する経費は、本会が負担する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。